

議案第47号

多可町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町後期高齢者医療に関する条例（平成20年多可町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年5月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町後期高齢者医療に関する条例（平成20年多可町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

多可町後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(多可町において行う事務)</p> <p>第2条 多可町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>(多可町において行う事務)</p> <p>第2条 多可町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> <u>広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p>